

第8章 避難支援プラン（個別支援計画）作成の進め方

1 作成の推進

災害が発生し又はそのおそれが高まったときに、要援護者の避難誘導等を迅速かつ適切に実施するためには、あらかじめ、要援護者一人ひとりについて、誰が支援して、どこの避難所等に避難させるかを定めておくことが必要です。

このため、町内会等及び民生委員の協力を得ながら、避難支援プラン（個別支援計画）の作成を推進します。

2 推進体制等

町内会等及び民生委員が連携し、個々の要援護者に対応する避難支援者を明確化するものとします。

避難支援者は、要援護者本人の意向を極力尊重した上で、原則として、複数名選出します。

避難支援者の選定にあたっては、要援護者に対して、要援護者の支援は避難支援者の任意により行われるものであることや、避難支援者の不在や被災などにより要援護者の支援が困難となる場合もあり、要援護者の自助が必要不可欠であることについて十分に説明することとします。さらに、要援護者の支援体制を推進するにあたっては、地域において避難支援者を増やしていく必要があります。

【支援方法決定にあたっての基本的な考え方】

支援を円滑に進めるため、**基本的には、要援護者1名に対し、複数の避難支援者を決定することとします。**

ただし、地域によって年齢構成や地形、住宅の形態（戸建・集合等）など、その特性はさまざまであり、また、住民の関わり方も異なるため、**避難支援者を個人に特定できない場合は、町内会等の組織（班）として支援することとし、この場合は、安否確認等の連絡体制を確保するため、代表者を決定することとします。**

3 個別支援計画の作成方法

個別支援計画の作成にあたっては、町が提供した要援護者名簿を基に、町内会等及び避難支援に携わる関係者が中心となって、要援護者本人と避難支援者、避難場所、避難経路、避難方法、情報伝達方法等について、具体的に話し合いながら作成します。

4 個別支援計画の管理

提出された個別支援計画は、八雲地域は保健福祉課で、熊石地域は住民サービス課で保管し、行政内部での情報共有は行わないこととしますが、要援護者本人、町内会長の外、計画に記載された避難支援者とは情報を共有します。

個別支援計画は、一人ひとりの要援護者を対象としていることから、要援護者の個人情報が多く含まれているため、情報の保護に留意するとともに、災害発生時の緊急の閲覧に支障をきたさないように留意します。

5 個別支援計画の更新

災害時に迅速かつ適切な避難を行うため、個別支援計画の内容に変更が生じた場合や本人等からの変更の申し出があった場合は、その都度、速やかに更新します。